

〔消防団の概要〕

消防団の活動は消火だけではありません。実際にどのような所で活躍しているのか、どのような役割を持った組織なのかをご紹介します。

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。また、近年は、女性の消防団への参加も増加しており、特に一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

消防組織法〔消防の任務〕

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

国民保護法「武力攻撃災害への対処」

第97条第7項 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

災害出動

- 1 火 災
- 2 風水害
- 3 地 震
- 4 崖崩れ、山崩れ、地すべり

※上記の他にも人命救助、行方不明搜索等

災害以外の活動

- | | |
|------------|------------------------|
| 1 火災予防運動 | 防火広報、防火チラシの配布等 |
| 2 警戒活動 | 花火警戒等 |
| 3 教育訓練活動 | 消火訓練、普通救命講習、消防学校の教育訓練等 |
| 4 機械器具等の点検 | 小型動力ポンプ、積載車、消防ポンプ車等 |
| 5 消防施設の点検 | 防火水槽、消火栓、器具置場等 |



[非常備消防組織] (令和8年4月1日 条例定数改定)

市町長(管理者・副管理者)

十日町市消防団

・団本部(4人)・27分団・女性消防隊(23人)

定員 1,400 人

第1分団
第4分団

十日町
中央地区

第5分団
第7分団

十日町
北地区

第8分団
第12分団

十日町
南地区

第13分団
第17分団

川西地区

第18分団
第22分団

中里地区

第23分団
第25分団

松代地区

第26分団
第27分団

松之山地区

女性消防隊

津南町消防団

・団本部20人(女性部14人含む)・7分団

定員 460 人

本部分団

第1分団

第2分団

第3分団

第4分団

第5分団

第6分団

女性消防団員募集中!



令和8年度から、女性消防団員の入団方法が変わります。
女性消防隊(女性部)に入団もよし。地元各班に入団もよし。
自分に合った入団先を選ぶようになりました。

〔消防団の重要性〕

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。本業を持ちながら自らの意思に基づき参加する、すなわちボランティアとしての性格も併せ有しています。

〔消防団員の身分〕

1 消防団員は特別職の地方公務員である。

- (1) 消防団員は消防団長から任命される。
- (2) 消防団への入団又は退団は自由である。
- (3) 個人としての活動は自由である。
- (4) 他の公職と兼ねることができる。

2 十日町地域広域事務組合管理者(十日町市長)が、 人員施設等の管理者である。

3 消防団は社会に奉仕する団体である。

- (1) 規律と秩序を維持する
- (2) 厳正な規律と整った秩序
- (3) 階級制度



消防団員募集
あなたのチカラを
消防団に。

自らの地域は自らで守る